

特定自主検査制度

特定自主検査は機械の定期健康診断です

事業者は、1年以内ごとに1回、特定自主検査を実施しなければなりません。それによって、機械の異常を早期に発見し異常の箇所を補修して、故障などによる**労働災害を未然に防止**し、作業者の安全確保と機械の性能維持が図れます。

[安衛則 第151条の24、第169条の2]

検査する人は

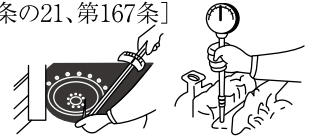
法令で定められた**資格を有する検査者**、または検査業者[労働大臣・所轄の労働基準局長から検査業者登録証を受けた者]のいずれかによって特定自主検査を実施することになっています。

[安衛法 第45条、第54条の3、第54条の4]



どんな検査を行うのか

検査は、各種機械ごとに定められた検査事項について実施し、**特定自主検査記録表(チェックリスト)**に確実に記録することになっています。[安衛則 第151条の21、第167条]



異常があった場合は

検査の結果、異常を認めた場合は、直ちに**補修・調整・補充・交換**などを行い、正常な状態に修復させ、その他必要な処置をとらなければなりません。

[安衛則 第151条の26、第171条]



検査の記録は

検査の結果は、所定の特定自主検査記録表[チェックリスト]に次の事項を記録して、**3年間保存**しなければなりません。

[安衛則 第151条の23、第169条]

検査年月日 検査方法
検査箇所 検査結果
検査実施者名
検査結果の処置内容



検査済機械には

検査が済んだ機械には、見易い箇所[運転席の付近など]に、検査を実施した年月を明らかにする**標章(ステッカー)**を貼付しなければなりません。[安衛則 第151条の24、第169条の2]

検査や処置を怠ったとき

作業者のため、機械のためにも、安全を確保することが必要です。万一検査や補修を怠り、災害・事故を起こした場合には、**罰則**が課せられます。[安衛法 第120条]

検査を実施しなければならない機械は

1.フォークリフト・不整地運搬車					
2.高所作業車(作業床の高さが2メートル以上のもの)					
3.車両系建設機械(内訳次の通り)					
整地・運搬・積込み用機械	掘削用機械	基礎工事用機械	締固め用機械	コンクリート打設用機械	解体用機械
ブルドーザー モーター・グレーダー トラクター・ショベル ずり積機 スクレーパー スクレープ・ドーザー ※	パワー・ショベル ドラグ・ショベル ドラグライン クラムシエル バケット掘削機 トレンチャー ※	くい打機 くい抜機 アース・ドリル リバース・サーキュレーションドリル せん孔機(チューピングマシンを有するものに限る。) アース・オーガー ペーパー・ドレーン・マシン ※	ローラー ※	コンクリートポンプ車	ブレーカ

※印 上記に掲げる機械に類するものとして労働省令で定める機械

◎労働安全衛生法第119条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

法第20条(以下略)

(事業者は、前項の安衛則第151条の21、第167条に基づく定期自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。)

◎労働安全衛生法第120条(罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

法第45条第1項、第2項、第103条(前掲)